

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件(案)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201500794 平成28年2月13日(岡山県) 平成28年2月24日	液晶テレビ	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	<p>○当該製品は、本体正面左側の下から上にかけて焼損しており、特に下側が著しく焼損していた。</p> <p>○本体スタンドに内蔵されている首振りモーター、電源基板に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電源コードは本体側のコードプロテクター直近の電源側で溶断し、断線部に熔融痕が認められたが、当該製品の焼損状態から二次痕と判断した。</p> <p>○本体正面左側に内蔵されているアナログ基板やデジタル基板が著しく焼損していたが、特にアナログ基板は直下のボイススピーカー付近から焼け上がっていた。</p> <p>○本体下端左右にそれぞれ設置されたボイススピーカーの焼損は著しく、1個のみ確認できたが、他の1個は確認できなかった。</p> <p>○当該製品の直近に、他社製のハロゲンヒーターが当該製品に正面を向く位置に置かれており、焼損していたが、ハロゲンヒーターの製造事業者名等は確認できなかった。</p> <p>●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。</p>	
2	A201600019 平成27年10月29日(鳥取県) 平成28年4月8日	脚立(はしご兼用、アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品を脚立として使用中、転落し、負傷した。	<p>○使用者が当該製品に乗って作業中、脚4本のうちの1本が破損してバランスを崩して転倒し、骨盤を骨折した。</p> <p>○当該製品の支柱が、最下段の踏さんの付け根付近で破断していた。</p> <p>○最下段の踏さんは、上から過大な力が加わって大きく変形した状態であった。</p> <p>○支柱の破断部は、外側に向かって折れ曲がった状態であった。</p> <p>○当該製品の支柱や踏さんの板厚寸法等を確認できず、当該製品が十分な強度を有していたか判断できなかった。</p> <p>●使用者が当該製品に乗って作業中に、バランスを崩して転倒し事故に至ったものと推定されるが、当該製品の板厚寸法等が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
3	A201600020 平成28年3月27日(富山県) 平成28年4月11日	電気温水器	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品内部の漏電遮断器周辺が著しく焼損しており、漏電遮断器の外郭樹脂は、内側より外側が著しく焼損していた。</p> <p>○漏電遮断器の一次側端子付近の鋼製ねじ2本及び黄銅製固定接点板が熔融していた。</p> <p>○漏電遮断器が取り付けられていた取付板に液体が流れ、漏電遮断器に浸入した痕跡が認められた。</p> <p>○タンクを覆っている断熱材が水分を含んでいた。</p> <p>○漏電遮断器以外の電気部品に、熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○使用者によりタンクが廃棄されたため、漏水箇所の確認はできなかった。</p> <p>●当該製品の漏電遮断器内に水分が浸入したことにより、漏電遮断器の一次側端子間でトラッキング現象が生じて出火した可能性が考えられるが、漏水が生じた原因が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
4	A201600095 平成28年5月9日(東京都) 平成28年5月26日	空気清浄機	(火災) 学習塾で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は過去3年間清掃されておらず、内部にほこりが堆積していた。 ○空気清浄部のフィルター及びファンの羽根が焼損していた。 ○電気集じん部に放電痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○基板、ファンモーター等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品内部に焼損が認められたものの、電気部品に出火の痕跡が認められず、事故発生当時、製品内部に堆積していたほこりの状態が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
5	A201600141 平成28年6月11日(高知県) 平成28年6月22日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、左手首を負傷した。	○当該製品は、左グリップ、サドル左側等に擦過痕が認められた。 ○フレームハンガーにチェーンが脱落した痕跡は認められたが、車両にロックした痕跡は認められなかった。 ○本体フレームに割れやゆがみ等はなく、またチェーン等の部品に異常は認められなかった。 ○走行試験において、ハンドル操作、ブレーキの作動、通常のギヤ変速操作に異常は認められなかった。 ●当該製品にロックした痕跡が確認できなかったことから、走行中にバランスを崩して転倒したものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
6	A201600180 平成28年6月5日(神奈川県) 平成28年7月11日	携帯電話機 (スマートフォン)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の内蔵リチウムイオン電池セルが膨張し焼損していた。 ○内部のプリント基板等の電気部品は残存しており、焼損等は認められなかった。 ○本体部の液晶が割れており、外郭の隅にへこみや打痕キズが認められた。 ●当該製品の内蔵リチウムイオン電池セルが内部短絡して発煙、焼損に至ったものと推定されるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
7	A201600237 平成28年6月9日(神奈川県) 平成28年8月4日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生時、当該製品は運転されていなかった。 ○外郭表面の樹脂部分は大部分が焼失していた。 ○基板、配線、電源端子台に出火の痕跡は認められなかった。 ○圧縮機モーター、室外ファンモーター等の電気部品については、当該製品が廃棄されたため確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:不明 (販売期間から4年と推定)
8	A201600284 平成28年8月7日(愛媛県) 平成28年8月29日	コンセント付洗面化粧台	(火災、軽傷1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○当該製品の焼損は著しく、原形をとどめていなかった。 ○内部配線、コンセント、スイッチ、ヒーター等が焼失して確認できなかった。 ○電源コード及び洗面ボウル内で見つかった電線の断線部に溶融痕が認められた。 ○ボウル内には、焼損した別製品の電源プラグが残存していたが、電源プラグ以外の電気部品は確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があること、事故発生時の詳細な使用状況が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
9	A201600287 平成28年8月1日(愛媛県) 平成28年8月31日	電気カーペット	(火災、死亡1名) 建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。現場に当該製品があった。	<p>○当該製品の焼損は著しく、コントローラー部と電源コードの一部のみが残存しており、ヒーター部は焼失していた。</p> <p>○電源コードは、中間部の断線箇所にも異常発熱した痕跡は認められなかったが、断線部から電源プラグ間までが焼失して確認できなかった。</p> <p>○コントローラー部の外郭表面は焼損していたが、内部に焼損は認められなかった。</p> <p>○コントローラー部のスイッチつまみは、電源が「切」の位置、温度調整は最低温度の位置にあった。</p> <p>●当該製品は、外部からの延焼により焼損した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な使用状況が不明であり、焼損が著しく確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
10	A201600338 平成28年9月11日(茨城県) 平成28年9月23日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品を含む太陽光発電システムを設置して約1か月後に火災が発生した。</p> <p>○当該製品を含む太陽光発電システムは日の出前の発電が停止している時間に、当該製品に接続されていた接続箱、パワーコンディショナ、接続配線及びアース線が焼損し、接続配線及びアース線が配線されていた浴室の天井裏及び隣室の脱衣室の天井裏が著しく焼損していた。</p> <p>○当該製品を含む太陽光発電システムの接続配線の焼損が著しく、複数の断線が認められ、接続配線全体及び機器間接続の異常の有無の確認ができなかった。</p> <p>○当該製品を含む太陽光発電システムのアース線に断線及び溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕か特定はできなかった。</p> <p>○当該製品に接続されていた接続箱及びパワーコンディショナ並びに浴室及び脱衣室の天井裏に設置されていた屋内配線に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品を含む太陽光発電システムの残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	<p>・A201600335(電気式浴室換気乾燥暖房機)、A201700405(パワーコンディショナ(太陽光発電システム用))、A201700406(パワーコンディショナ(太陽光発電システム用))、及びA201700408(接続箱(太陽光発電システム用))と同一事故</p>
11	A201600354 平成28年9月16日(香川県) 平成28年10月4日	エアコン	(火災、軽傷2名) 当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	<p>○当該製品の焼損は著しく、外郭樹脂が焼失していた。</p> <p>○ファンモーター、リレー等の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○基板、内部配線、電源コード等の電気部品が焼失して確認ができなかった。</p> <p>○当該製品は30年間使用されており、事故発生の3年前にエアコン洗浄業者が洗浄をしていた。</p> <p>●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・使用期間:30年
12	A201600361 平成28年8月31日(青森県) 平成28年10月7日	発電機(携帯型)	(火災) 駐車場で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は全体的に焼損しており、特にエンジン側よりも発電装置側が著しく焼損していた。</p> <p>○発電装置内のローターは著しく焼損していたが、巻線に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○エンジンは全体的に焼損しており、樹脂部品が焼失していた。</p> <p>○排気系統に出火の痕跡は認められなかったが、燃料系統は著しく焼損しており、燃料漏れ等の確認はできなかった。</p> <p>○その他の構成部品は廃棄されており、確認できなかった。</p> <p>●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
13	A201600367 平成28年9月23日(東京都) 平成28年10月11日	電動シャッター(車庫用)	(重傷1名) 使用者(80歳代)が道路に出ようとしたところ、当該製品が下りてきて挟まり、腰部を負傷した。	<p>○使用者は、ハンドル型電動車椅子(電動車いす)に乗車して、当該製品のシャッターを全開にしてリモコンをベストのポケットに入れた後、シャッター直下で停止し、道路の安全確認中に突然シャッターが降下し、首から両肩を押され、腰椎を骨折したとの申出内容であった。</p> <p>○事故後の現場検証では、当該製品の光電センサー(安全装置)、押しボタンスイッチ、リモコン及びシャッターの開閉動作は正常に作動し、事故につながる異常は認められなかった。</p> <p>○全開状態(高さ2300mm)のシャッターが電動車いすの操作盤上面(高さ約880mm)まで下降するのに要する時間は、約18秒であった。</p> <p>○当該製品及び同等品の受信機等についてEMC試験を行った結果、異常は認められず、事故後の現場検証時には当該製品に影響を与える外来ノイズは確認されなかった。</p> <p>○当該製品用リモコンは手帳型ケースカバーの上下の一部及び背表紙部分が破れていたが、同等品と比較して性能に異常は認められなかった。</p> <p>○使用者が所有しているリモコン以外にシャッターを降下させるリモコンと壁スイッチがあったが、いずれも事故発生時は操作できる状態ではなかった。</p> <p>○当該製品は、シャッター直下に電動車いすが停止している場合、2本の光電センサービームが通過する位置でないと、「閉」ボタンが押されてもシャッターは下降しない構造であった。</p> <p>○ベストのポケットと当該製品のアームサポート先端部の位置がほぼ同じ高さであることが認められた。</p> <p>○被験者試験の結果、ベストのポケットに入れたリモコンのカバーが閉じた状態では再現しなかったが、カバーが開いた状態で「閉」スイッチが入る事例が確認された。さらに、ポケット内に異物があると、その形状と位置によりスイッチが入りやすくなる傾向が認められた。</p> <p>○事故発生時の当該製品の向き、道路安全確認時の姿勢、ポケットの位置及びポケット内の異物等の詳細な使用状況は不明であった。</p> <p>●当該製品は、電動車いすに乗車した使用者が道路の安全確認時にシャッター直下で2本の光電センサービームが通過する位置に偶然止まり、かつ、道路確認時の手、足及び上半身の姿勢、ポケット内のリモコンの位置及び向き並びに電動車いすの形状等の複合的要因により、偶然「閉」スイッチが入ったために、安全装置が働かない状態でシャッターが降下したことから事故に至ったものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況等が不明なため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
14	A201600374 平成28年9月21日(東京都) 平成28年10月12日	ノートパソコン	(火災) 当該製品のACアダプター部を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品のDCジャック及びACアダプターのDCプラグ部が焼損していた。</p> <p>○ACアダプターのDCプラグ異極端子間に導通が認められた。</p> <p>○ACアダプターのDCプラグ正極端子が変形していた。</p> <p>○ACアダプターのDCプラグ正極端子表面及び負極端子の内側に腐食が認められた。</p> <p>○当該製品のDCジャック正極端子に、スパーク痕とみられる表面荒れが認められた。</p> <p>○ACアダプターのDCプラグ異極間樹脂にリングが含まれていたが、耐水性加工の適否については確認できなかった。</p> <p>○当該製品及びACアダプターの他の部分に、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、ACアダプターのDCプラグが異常発熱し焼損したものと推定されるが、異常発熱した原因が、赤リン系難燃剤の耐水性が不十分であったものか、プラグの変形によるものか不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
15	A201600391 平成28年9月30日(高知県) 平成28年10月18日	携帯電話機 (スマートフォン)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、内蔵リチウムイオン電池セルが焼損していた。 ○電池セルの焼損は著しく、内部の状態が確認できなかった。 ○基板等のその他の電気部品に焼損は認められなかった。 ○当該製品は、本体外郭に外力によって生じた傷が認められた。 ●当該製品は、リチウムイオン電池セルが内部短絡したため、異常発熱して出火したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
16	A201600403 平成28年9月26日(京都府) 平成28年10月24日	電気衣類乾燥機	(火災) 当該製品を延長コードに接続して使用していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○定格電流が7Aの自作の延長コードに当該製品(1370W)と電気洗濯機(定格消費電力:不明)が接続されていた。 ○当該製品は電気洗濯機の上に設置されており、樹脂製の波板で囲われていた。 ○当該製品は、電源プラグに焼損が認められ、栓刃の一方がカシメ部で溶断しており、もう一方はカシメ部の一部が溶融していた。 ○その他の電気部品に異常は認められなかった。 ○延長コードのタップ部は全体的に焼損しており、当該製品と接続された刃受金具にスパーク痕が認められた。 ●当該製品は、電源プラグの栓刃と延長コードの刃受金具間で生じた接触不良、又は栓刃のカシメ不良により異常発熱して出火に至ったものと考えられるが、焼損が著しいため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
17	A201600411 平成28年10月15日(埼玉県) 平成28年10月27日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	(火災) 異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は脱衣所に設置された分電盤の下に設置されており、底面に水滴の痕跡が認められた。 ○当該製品の直流昇圧回路の出力側に装着された電解コンデンサーに安全弁が作動して電解液が噴出した痕跡が認められた。 ○当該製品の電圧制御用IC、バリスター及びパワーモジュールに焼損が認められた。 ●当該製品は、直流昇圧回路の出力側に装着された電解コンデンサーの電圧制御用ICが故障したことで、電解コンデンサーに過電圧が加わり、電解コンデンサーが過熱し、内圧が上昇して安全弁が作動し、高温の電解液が外部に噴出したものと推定されるが、当該製品は廃棄され、電源制御用ICの詳細が確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
18	A201600451 平成28年10月27日(岡山県) 平成28年11月16日	携帯電話機 (スマートフォン)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は液晶画面側の保護ガラスが割れて中央部が膨らんでおり、背面側はリチウムポリマー電池セルの装着部分を中心に焼損していた。 ○当該製品内部は内蔵の電池セルと接する部分が著しく焼損していた。 ○基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○電池セルの内部電極に局所的な変形やしわ等は認められなかった。 ●当該製品のリチウムポリマー電池セルから出火した可能性が考えられるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
19	A201600504 平成27年11月28日(北海道) 平成28年12月5日	延長コード	(火災) 当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は1口の延長コードであり、事故発生当時、食器洗い乾燥機(1165W)の電源プラグが接続され、使用中であった。 ○当該製品のタップ側樹脂と食器洗い乾燥機の電源プラグが焼損していた。 ○当該製品のタップ側の刃受金具には、食器洗い乾燥機の電源プラグの栓刃が固着しており、固着部に熔融痕が認められた。 ○当該製品のタップ内部は、刃受金具が溶融していたが、電源コードとのカシメ部に異常は認められなかった。 ○食器洗い乾燥機の電源プラグ内部の栓刃カシメ部は、周辺の樹脂が炭化、焼損しており、両極とも電源コードとの接続部で溶断し、カシメ部及びコード断線部に熔融痕が認められた。 ●当該製品の刃受金具と食器洗い乾燥機の電源プラグの栓刃間での接触不良、又は食器洗い乾燥機の電源プラグ内部の栓刃のカシメ不良により、異常発熱して出火したものと推定されるが、当該製品と電源プラグとの接続部の焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・A201500575(食器洗い乾燥機)と同一事故
20	A201600513 平成27年11月28日(北海道) 平成28年12月8日	マルチタップ	(火災) 当該製品に電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、電気洗濯乾燥機の電源プラグとの接続部が著しく焼損しており、刃受金具の間隔が広がり、刃受金具先端に熔融痕が認められた。 ○壁コンセントに接続されていた当該製品の栓刃及び壁コンセントから出火した痕跡は認められなかった。 ○電気洗濯乾燥機の電源プラグが著しく焼損し、一方の栓刃は電源プラグ樹脂外部で溶断し、破断面に熔融痕が認められたが、破断した栓刃の電源コード接続側は確認できなかった。もう一方の栓刃は、電源プラグ樹脂内部のカシメ部で溶断しており、断線部に熔融痕が認められた。 ○電気洗濯乾燥機の電源コードは、栓刃とのカシメ部付近で断線しており、断線部に熔融痕が認められた。 ○電気洗濯乾燥機の電源スイッチは、事故発生時、「切」の状態であり、使用されていなかった。 ●当該製品の刃受金具と電気洗濯乾燥機の電源プラグの栓刃間で接触不良によるスパークが発生し、出火に至ったものと推定されるが、当該製品と電源プラグとの接続部の焼損が著しいため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・A201500558(電気洗濯乾燥機)と同一事故
21	A201600517 平成28年10月25日(茨城県) 平成28年12月12日	携帯電話機 (スマートフォン)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品をベッドの枕元で充電中、異臭がし発煙した。 ○当該製品外観は、左側面が著しく焼損しており、他社製の樹脂製保護カバーが外側に向かって溶融していた。 ○保護カバーを装着した状態の外観からは、へこみや外部応力の痕跡は認められなかったが、カバーを外した底面の左右角に複数の傷が認められた。 ○リチウムイオン電池セルに焼損した痕跡が認められたが、内部の詳細な確認ができなかった。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルから出火したものと推定されるが、詳細な内部状況が確認できず、事故発生以前の使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
22	A201600530 平成28年11月23日(滋賀県) 平成28年12月16日	電気ケトル	(重傷1名) 事務所でお湯を沸かしている最中に当該製品を持ち上げたところ、当該製品からお湯がこぼれて足を火傷した。	<p>○当該製品は事故発生效后に一旦廃棄されたため著しく損傷しており、容器の半透明樹脂と電源スタンドが未回収であった。</p> <p>○ヒーター部に異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品のサーモスタットを同等品に取り付けて動作確認したところ、異常は認められなかった。</p> <p>○容器の本体樹脂は内側が著しく劣化して白い粉が発生していた。</p> <p>●当該製品は、事故発生效后に一旦廃棄されたため著しく損傷しており、破片や部品の一部が未回収であることと、詳細な使用状況が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
23	A201600544 平成28年11月30日(神奈川県) 平成28年12月27日	プリンター(複合機)	(火災) 店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品が紙詰まりを起こしたため、紙を除去したところ、内部に炎を確認した。</p> <p>○当該製品には他社製ドラムユニットが使用されており、ドラムユニット自体の焼損は確認できなかったが、ドラムユニットに隣接する当該製品内部の高圧端子部周辺の樹脂に著しい焼損が認められた。</p> <p>○他社製ドラムユニットのコロナワイヤーは断線し、ワイヤーの大部分とワイヤー両端の丸形端子が確認できなかった。</p> <p>○当該製品の高圧端子部において、スパーク発生によるエラー記録が複数回確認された。</p> <p>○純正品のドラムユニットのコロナワイヤーを断線させたところ、コロナワイヤーがドラムユニット外の高圧端子部に触れることは確認できなかった。</p> <p>●当該製品の高圧端子部においてスパークが発生したため、周囲の樹脂が溶融、焼損したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
24	A201600565 平成28年12月14日(奈良県) 平成29年1月5日	除湿機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、外郭の樹脂部品が溶融、焼失していた。</p> <p>○コンプレッサー、ファンモーター、シーズヒーター、熱交換器及び基板の残存部分に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電源プラグ及び電源コードの一部が確認できず、残存する電源コードは、本体から約70cmの位置で断線していたが、断線部に溶融痕やスパーク痕は認められなかった。</p> <p>○コンプレッサー用及びファンモーター用コンデンサー、サーミスター等が確認できなかった。</p> <p>●当該製品の残存する部品から出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
25	A201600570 平成28年12月13日(兵庫県) 平成29年1月6日	電気式床暖房	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品はポリエステル樹脂に電極や発熱体を印刷し2枚貼り合わせて密封されたものであり、電極部を中心に焼損していた。</p> <p>○当該製品の電極上にステーブルが打たれており、ステーブル周辺の電極が焼失していた。</p> <p>○焼損した電極付近の発熱体に異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品は、電極及び発熱体以外の部位に「釘打ち可能」と表示されており、当該部位に打たれていたステーブル周辺に異常は認められなかった。</p> <p>○化学分析の結果、焼損部周辺から当該製品には含まれないカリウムが検出されたことから、お茶等のカリウムを含む水分が浸入したと考えられた。</p> <p>○同等品の電極を全断線させ、断線部にお茶を滴下した状態で通電させた結果、断線部がスパークして発煙し、当該製品と同様の焼損状態となった。</p> <p>○同等品の電極上にステーブルを打ち、当該部にお茶を滴下した状態で通電させた結果、発煙等の異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、電極上にステーブルが打たれたことで電極の密封性が保持されなくなり、浸入した水分が電極の断線部に達したことでスパークしたものと推定されるが、電極の断線した時期や経緯が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
26	A201600602 平成28年12月29日(大阪府) 平成29年1月18日	IH調理器	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、加熱コイル部分の全体が黒く変色しており、加熱コイル(許容温度180℃)に熔融痕が認められた。</p> <p>○当該製品は、制御基板に接続される加熱コイルの引出線部が2本とも部分的に腐食し、35本ある素線のうち10本程度が断線していた。</p> <p>○当該製品の制御基板に出火の痕跡は認められず、電流ヒューズは溶断していなかった。</p> <p>○当該製品の冷却ファン、ファンモーター、プラグ受部及び操作基板に異常は認められなかった。</p> <p>○類似品で加熱コイルの引出線を15本断線させた状態で再現試験を実施したが、発煙等は生じなかった。</p> <p>●当該製品は、加熱コイルが異常発熱して絶縁が破壊され、加熱コイルの一部が短絡、スパークして周辺の樹脂が着火したものと考えられるが、詳細な使用状況等が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
27	A201600628 平成29年1月9日(青森県) 平成29年1月27日	液晶テレビ	(火災) 異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<p>○当該製品の前面左下部が著しく焼損していた。</p> <p>○当該製品に内蔵されている基板のうち、電源基板と電源スイッチ基板以外の基板に異常は認められなかった。</p> <p>○電源基板は著しく焼損しており、確認できない部品があった。</p> <p>○電源スイッチ基板は確認できなかったが、電源スイッチ本体は通電された状態だった。</p> <p>○電源コード及び電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
28	A201600688 平成29年1月23日(大分県) 平成29年2月16日	芳香剤	(重傷1名) 当該製品を詰め替えていたところ、内容物がこぼれて左足を負傷した。	<p>○使用者は、髪染め用のビニール手袋を使って、こたつの上で3個を詰め替え、玄関に3個まとめて持って行こうとしたときに、1個をパジャマとこたつ布団にそれぞれ半分程度こぼし足にも液がついた。</p> <p>○当該製品は、パラフィン系炭化水素が主成分の製品であり、製品箱には「皮膚についた場合はすぐにせっけんをつけて水で十分洗い流す。衣服についた場合は、皮膚につく可能性があるのですぐに脱ぐ。」旨、記載されていた。</p> <p>○使用者はすぐにパジャマを脱ぎ、風呂場で足を石けんで洗い入浴した。事故当日は皮膚の異常はなかった。</p> <p>○使用者は、こたつ布団(綿入り)は外に出して天日干しし、パジャマ、敷き布団及びこたつ布団カバーはすぐに洗って乾かした。</p> <p>○翌日、使用者は、こたつで寝ていたところ、前日干したこたつ布団(綿入り)がぬれており、パジャマのゴムの部分等がびしょりぬれているのに気がついた。ぬれている箇所は特ににおいはしなかったが、痛みを感じ、見ると左足の腿からひざ裏まで水ぶくれが8か所できていた。</p> <p>○当該製品は、使用者が全量こぼしているため入手できなかった。使用者から送付されてきたガラス瓶に入った液及び未開封の詰め替え品の色調、香調及びIRスペクトルを標準試料と比較した結果、製品規格に適合していた。</p> <p>●当該製品の内容液が付着したことにより負傷した可能性が考えられるが、当該製品を入手できず、内用液をこぼしたあとの処理状況の詳細が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
29	A201600713 平成28年12月7日(千葉県) 平成29年2月23日	充電器(充電式無線LANルーター用)	(火災) 事務所で当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は事業者が貸出し用として提供している電源プラグ変換アダプターの導通確認用として、複数の従業員によって多数の電源プラグ変換アダプターを次々に交換して使用されていた。</p> <p>○当該製品を電源プラグ変換アダプターに差し込んだ瞬間に、火花が散り20cmほどの火柱が上がった。</p> <p>○当該製品は電源プラグ変換アダプターとの接続面を中心として、著しい焼損が認められた。</p> <p>○当該製品の一方の栓刃は中間部で溶断し、もう一方の栓刃は確認できなかった。</p> <p>○電源ラインの電極部及び栓刃可動用のばね部等の部品が確認できなかった。</p> <p>●当該製品は内部で異極間短絡が発生した可能性が考えられるが、事故発生前の製品の状況が不明であり、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
30	A201600717 平成29年2月14日(大阪府) 平成29年2月24日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	<p>○当該製品の焼損は著しく、台座等の樹脂部品が焼失していた。</p> <p>○当該製品の電源プラグは市販品に交換されており、電源コードが仕様(180cm)よりも約20cm短くなっていた。</p> <p>○当該製品の電源コードは、製品側の引出部付近が断線し、先端に溶融痕が認められた。</p> <p>○当該製品の内部配線は、基板に接続されていたと推定される部分に溶融痕が認められた。</p> <p>○本体内部のヒーター、首振りモーター、転倒時オフスイッチ及び温度過昇防止装置に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の基板に接続された配線に溶融痕が認められたことから、ターミナル基板付近から出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、詳細な使用状況が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
31	A201600737 平成29年2月5日(群馬県) 平成29年3月3日	介護ベッド	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	<p>○当該製品は、1つのモーターにより頭部の上昇下降のみを行う介護用ベッドであり、鉄製フレームは電装ボックス付近が著しく焼損していた。</p> <p>○当該製品の手元スイッチやマイクロスイッチ、内部配線、駆動部のモーター等、備付け2口コンセントに出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電装ボックス内の基板は著しく焼損し、コンデンサーが確認できなかった。</p> <p>○その他の基板上の部品及び基板の銅箔パターンに熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品の電源コードは、栓刃から16.5cmの箇所に熔融痕が認められたが、一次痕、二次痕の特定には至らなかった。</p> <p>●当該製品は、電気部品の焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
32	A201600763 平成29年1月11日(東京都) 平成29年3月16日	浄水器	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○事故現場には、当該製品を含めて多数の電気製品があった。</p> <p>○当該製品は不織布プレフィルター、活性炭フィルター及び紫外線ランプで水を洗浄する構造であったが、廃棄されており確認できなかった。</p> <p>●当該製品は既に廃棄されており確認できず、事故発生時の詳細な状況も不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
33	A201600794 平成29年2月28日(栃木県) 平成29年3月29日	照明器具 (ソーラー充電式、屋外用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、太陽光パネルによりニッケル水素電池の充電を行い、蓄電したニッケル水素電池によりLEDが点灯するものであった。</p> <p>○当該製品の外郭の側面には穴が空いていたが、当該製品の外郭に熔融や焼損は認められなかった。</p> <p>○ニッケル水素電池は破裂して内部部品が外部に飛び出していたが、負極活物質の水素吸蔵合金は確認できず上蓋とスプリングのみ確認された。</p> <p>○当該製品の本体スイッチ、太陽光パネル、電源スイッチ及び基板に焼損等は認められなかった。</p> <p>○同等品を用いて再現試験を行ったところ、過充電試験においてニッケル水素電池が破裂した際に火花等は認められず、暴露した水素吸蔵合金を紙に置いたが、紙が焦げたり、燃えたりする現象は確認できなかった。</p> <p>●当該製品に内蔵されたニッケル水素電池が破裂していたが、事故発生時の詳細状況が不明であり、電池の破裂と火災の因果関係については判断できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
34	A201700001 平成29年3月4日(群馬県) 平成29年4月3日	携帯電話機 (スマートフォン)	(火災、軽傷1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	<p>○使用者が芝生の上にしゃがんでいたところ、突然ズボンの後ろポケットに入れていた当該製品から発煙した。</p> <p>○当該製品は外郭が変形しており、中央下から左側面にかけて炭化し、本体左側面が焼損していた。</p> <p>○リチウムイオン電池セルは内部の中央下から左側面にかけて炭化し、左側面から内容物が噴出、焼損していた。</p> <p>○その他の電気部品に異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、リチウムイオン電池セルが内部短絡したため、異常発熱して出火したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
35	A201700013 平成29年3月15日(石川県) 平成29年4月7日	電気炊飯器	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の電源コードは壁フックに掛けられていた。 ○当該製品は焼損しており、外郭樹脂は焼失していた。 ○制御基板は確認できなかった。 ○電源コードは、電源プラグから約91cmの位置で断線し、熔融痕が4か所認められたが、一次痕、二次痕の特定には至らなかった。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
36	A201700020 平成28年9月19日(千葉県) 平成29年4月11日	ソーラー式充電器	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○使用者が当該製品を落とした際、当該製品から出火した。 ○当該製品内部のリチウムポリマー電池セル2個のうち、一方の電池セルが著しく焼損していた。 ○基板に焼損が認められたが、銅箔パターンの熔融等、出火の痕跡は認められなかった。 ○ソーラーパネルに焼損が認められたが、銅箔パターンの熔融等、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品内部のリチウムポリマー電池セルが異常発熱して出火に至った可能性が考えられるが、当該製品の焼損が著しく、事故発生時に使用者が当該製品を落下させていることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
37	A201700048 平成29年3月28日(神奈川県) 平成29年4月24日	携帯電話機 (スマートフォン)	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品の焼損は著しく、金属製の外郭背面に熔融による穴が複数認められた。 ○当該製品の前面は液晶部分が焼失し、内部の基板及び内蔵リチウムイオン電池セルが脱落し、いずれも確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	
38	A201700049 平成29年3月13日(群馬県) 平成29年4月25日	電気ストーブ	(火災) 作業場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ○当該製品は全体的に著しく焼損しており、樹脂部品は焼失していた。 ○切替えスイッチの焼損は著しく、4つの端子のうちヒーター及び加湿用ヒーター管への配線の端子は焼失していた。 ○転倒時オフスイッチは焼失していた。 ○ヒーター管、加湿用ヒーター管、温度過昇防止装置、内部配線に熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは本体付近で断線し、断線部に熔融痕が認められたが、一次痕、二次痕の特定には至らなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。 	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
39	A201700060 平成29年4月4日(神奈川県) 平成29年4月28日	電動アシスト 自転車	(重傷1名) 当該製品をこぎ始めたところ、転倒し、左腕を負傷した。	<p>○交差点で信号待ちから発進する際、使用者が想定した以上にアシストが働き、ハンドルが左に切れて転倒したとの申出内容であった。</p> <p>○当該製品は、ブレーキレバーの変形、ペダルや前ホークに擦過痕が確認されたが、走行に支障を来す異常は認められなかった。</p> <p>○事業者が実施した数名の実走による官能評価では、アシスト機能は正常に機能しており、操だ性、車輪の回転状況等、走行に支障を来す異常は認められなかったが、アシスト機能の定量的な測定は実施されなかった。</p> <p>○当該製品は現在も使用者が使用していることから確認することができなかった。</p> <p>○事故発生時の詳細な状況は不明であった。</p> <p>●当該製品は、走行に支障を来す異常が認められなかったことから、発進時にバランスを崩して転倒したものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況及びアシスト力の定量的な情報を確認することができなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
40	A201700063 平成29年4月(三重県) 平成29年5月1日	延長コード	(火災) 温室で当該製品をコンセントに接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品には、延長コードと温度センサーを介して電気温風機(1000W)2台と換気扇(23W)2台を接続しており、電気温風機が同時に作動すると当該製品の接続可能な最大電力(1500W)を超える状態であった。</p> <p>○当該製品は、電源プラグの焼損が著しかったが、コードコネクタボディ及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電源プラグ内部の栓刃と電源コードのカシメ部は両極とも溶融し、電源コードの芯線はカシメ部の根元で溶断していた。</p> <p>○栓刃は両極とも溶断し、コンセントの刃受金具に溶着していたが、栓刃の溶断は、溶融したカシメ部よりも電源供給側に位置するため、二次的に生じたものと判断した。</p> <p>●当該製品は、過負荷や使用環境の影響で栓刃とコンセントの刃受金具との接続部で接触不良が生じた、又は電源プラグ内部の栓刃のカシメ不良により接触不良が生じたため、異常発熱により電源プラグ内部でトラッキング現象が発生して出火したと考えられるが、電源プラグの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・A201700061(コンセント)と同一事故
41	A201700064 平成29年4月12日(長崎県) 平成29年5月2日	電気ストーブ	(火災、死亡1名、軽傷1名) 当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡、1名が軽傷を負った。	<p>○当該製品はベッドから約20cm離れた場所で発見されており、近くには可燃物(布団等)があった。</p> <p>○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭等の樹脂部分は溶融、焼失しており、電源コードの絶縁被覆は全て焼失していた。</p> <p>○電源コードがコードプロテクター付近で断線し、短絡痕が認められたが、断線部は応力が加わらない位置であることから二次痕と判断した。</p> <p>○転倒時オフスイッチの接点部、出力切替スイッチの一部等が確認できなかった。</p> <p>○電源プラグやヒーター等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品に可燃物が接触し焼損した可能性が考えられるが、事故発生時の状況が不明であり、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
42	A201700068 平成29年3月27日(千葉県) 平成29年5月8日	電気炊飯器	(火災) 当該製品をコンセントに接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の焼損は著しく、樹脂部品の大部分が溶融、焼失していた。</p> <p>○電源基板及び制御基板の焼損は著しく、実装部品の大部分が焼失して確認できなかった。</p> <p>○電源コードは焼損、断線していたが、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○その他の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
43	A201700069 平成29年4月10日(熊本県) 平成29年5月9日	携帯電話機 (スマートフォン)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の本体に焼損は認められなかったが、本体からバッテリーパックが飛び出した状態で焼損しており、また、安全弁を中心に裂けて大きく変形していた。</p> <p>○本体の四隅の角に落下痕が多数見られ、背面カバーの下部に割れが認められた。</p> <p>○本体内部に出火の痕跡は認められず、同等品のバッテリーパックを取り付けたところ、当該製品は正常に動作した。</p> <p>○バッテリーパック内のリチウムイオン電池セルは、正極側電極板及びセパレーターの大部分が焼失しており、負極側電極板は表面のカーボン塗布剤が焼損してはく離し、基材の銅箔は焼損し、複数の焦げた穴空きが認められた。</p> <p>○バッテリーパックに内蔵されていた充電回路(過充電保護回路)は焼損しており、異常の有無は確認できなかった。</p> <p>●当該製品のバッテリーパック内部のリチウムイオン電池セルで内部短絡が生じ、異常発熱して焼損したものと推定されるが、焼損が著しく、外部から応力が加わった可能性もあるため、内部短絡が生じた原因は不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
44	A201700076 平成29年3月27日(富山県) 平成29年5月12日	電気蓄熱式湯たんぽ	(重傷1名) 当該製品を布団の中で使用中、当該製品が破裂し、脚に火傷を負った。	<p>○使用者は就寝中に当該製品を布団の中で通電しながら使用していた。</p> <p>○当該製品は3層の袋状であり、3層とも熱溶着部の縁が裂けていた。</p> <p>○3箇所(40℃、65℃及び85℃)のサーモスタットのうち、65℃のサーモスタット接点の表面に荒れが認められたものの、65℃及び85℃のサーモスタットは事業者により分解されていたため動作確認はできなかった。</p> <p>○40℃サーモスタットは正常に動作した。</p> <p>○同等品を用いた再現試験では、破裂に至る異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、使用中に内圧が過剰に上昇したために破裂した可能性が考えられるが、サーモスタットの作動状況が確認できず、事故発生時の状況が不明のため、製品起因か否かを含め、原因の特定には至らなかった。</p>	
45	A201700083 平成29年5月7日(大阪府) 平成29年5月16日	電気洗濯機	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、脱水槽下部のモーター周辺が焼損しており、コンデンサーの設置箇所周辺が著しく焼損していた。</p> <p>○モーターの進相コンデンサーは、安全弁だけが残存しており、本体部分は焼失していた。</p> <p>○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品は庭の雨が直接当たる場所に設置されていたが、進相コンデンサーは1つにモールドされた構造になっており、内部に水分が浸入する可能性は低いと考えられた。</p> <p>○取扱説明書には、「雨の当たる屋外では使用できない。」旨の注意表示があるが、使用者が購入した通販サイトには、「屋外向け、外用」の表示があった。</p> <p>●当該製品は、コンデンサーが内部から出火して、周囲の樹脂に延焼したものと推定されるが、コンデンサーの出火原因が部品不良によるものか、雨水の浸入によるものか不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
46	A201700096 平成29年4月18日(石川県) 平成29年5月22日	携帯電話機 (スマートフォン)	(火災、軽傷1名) 異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しており、1名が頭部に火傷を負った。	○当該製品本体に異常は認められず、新品のバッテリーパックを装着したところ、正常に動作した。 ○バッテリーパックは、膨張して焼損が著しく、保護回路基板部分は焼失しており確認できなかった。また、2か所ある安全弁のうち、1か所が開放していた。 ○バッテリーパックのリアカバー側中央部で、リチウムイオン電池セルに線状のへこみが認められた。 ○電池セルの正極板とセパレータは炭化しており、負極板の一部に損傷が認められ、外側の焼損が著しかった。 ○リアカバーにへこみ等、外部から応力が加わった痕跡は認められなかった。 ●当該製品のバッテリーパック内部のリチウムイオン電池セルで内部短絡が生じ、異常発熱して焼損したものと考えられるが、電池セルにへこみが認められ、外部から応力が加わった可能性もあるため、内部短絡が生じた原因は不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
47	A201700099 平成29年4月17日(埼玉県) 平成29年5月24日	ペット用ヒーター	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生前日、小動物飼育用ケージ内に当該製品と衣類を切ったものを入れていた。 ○当該製品の焼損は著しく、本体の樹脂部分が焼失し、ヒーター部は確認できなかった。 ○電源コードは断線しており、溶融痕が認められたが一次痕、二次痕の特定には至らなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、本体のヒーター等の部品が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
48	A201700103 平成29年4月28日(大阪府) 平成29年5月25日	電動アシスト 自転車	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。	○当該製品で走行中に突然ハンドルがロックしたため、溝にはまり転倒した。 ○転倒直後、ハンドルは左右に切れる状態に戻っていた。 ○当該製品のサークル錠とハンドルロック部分を分解して確認したが、動作に影響する異常は認められなかった。 ○販売店の証言によると、ハンドルロックを作動させるワイヤーがハンドルロック部分付近で傷んでおり、一部で保護チューブからワイヤー本体が見えていた。 ○当該製品の傷付いたワイヤーは、廃棄されたため確認できなかった。 ○当該製品に正常なワイヤーを取り付けて動作確認を行ったところ、異常は認められなかった。 ○当該製品は、ハンドルロックが走行可能な状態まで一旦解除されると、走行中にハンドルロックが意図せず作動することはない機構であった。 ●当該製品のサークル錠とハンドルロック部分に異常は認められず、ハンドルロックが走行可能な状態まで一旦解除されると走行中にハンドルロックが意図せず作動することがない機構であったが、ハンドルロックを作動させるワイヤーが廃棄されたため確認できず、事故発生時の詳細な状況が不明であるため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
49	A201700123 平成29年5月18日(兵庫県) 平成29年6月5日	電動アシスト 自転車	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、使用後に約10時間経過してから出火した。</p> <p>○当該製品は、自宅の玄関先でカバーが掛けられた状態でバイクの隣に駐輪されており、当該製品のバッテリーパック周辺部、自転車カバー及びバイクカバーが焼損した。</p> <p>○事故発生時は充電器と接続されていなかった。</p> <p>○バッテリーパックが著しく焼損していたが、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○バッテリーパック内部のリチウムイオン電池セルが焼損しており、電池セルの4本に穴空き等の異常が認められたが、既に解体されていたため極板が確認できなかった。</p> <p>●当該製品は、バッテリーパックが著しく焼損し、リチウムイオン電池セルに穴空きが認められたが、外部からの延焼の可能性も考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
50	A201700133 平成28年8月31日(大阪府) 平成29年6月8日	手すり(浴室 用)	(重傷1名) 浴室内で当該製品をつかみながら介護者が被介護者の介助を行っていたところ、当該製品が外れ、被介護者が臀部を負傷した。	<p>○介護者が当該製品をつかみながら被介護者の移動を補助していたところ、当該製品が外れて介護者及び被介護者が転倒し、被介護者が尾骨を骨折した。</p> <p>○当該製品は、片方の取付ナットと取付座のねじ山が破損していた。</p> <p>○当該製品の他方の取付ナットと取付座のねじ山に異常は認められなかった。</p> <p>○同等品を用いた強度試験において異常は認められず、片側の取付ナットをほとんど締めない状態で荷重を加えたところ、当該製品と同じ破損状態となった。</p> <p>●当該製品の強度に異常は認められないことから、片方の取付ナットが緩んだ状態で荷重が加わったことでねじ山が破損して外れ、介護者がバランスを崩した際に被介護者とともに転倒したものと考えられるが、取付ナットが緩んだ原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
51	A201700134 平成29年5月30日(茨城県) 平成29年6月9日	延長コード	(火災) 店舗で当該製品に他の電気製品を接続していたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、駅構内の飲食店において冷蔵ケース、ルーター、レジ等を接続して使用されていた。</p> <p>○6口の差込口のうち、冷蔵ケースが接続された差込口に炭化が認められ、特に一方の極が著しく炭化していた。</p> <p>○差込口の炭化が著しい極では、刃受金具の間隔が広がり、スパーク痕が多数生じていたほか、一部溶融、焼失が認められた。</p> <p>○冷蔵ケースの電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品は製造から10年以上経過しているが、冷蔵ケースを設置した時期は不明であり、詳細な使用状況は不明であった。</p> <p>●当該製品の差込口の一方の極で刃受金具の間隔が広がり、冷蔵ケースの電源プラグの栓刃との接続部で接触不良が生じて異常発熱し、焼損したものと考えられるが、詳細な使用状況が不明のため刃受金具が変形した原因が特定できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
52	A201700136 平成29年5月6日(東京都) 平成29年6月12日	電動工具(ドライバー、充電式)	(火災) 当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品に他社製の出力電圧及び電流の高いACアダプターを接続して充電したところ、出火した。</p> <p>○当該製品全体が焼損し、リチウムイオン電池セルが内蔵されているハンドル部分に著しい焼損が認められた。</p> <p>○電池セル内部の巻回体が焼損し、封口部からガスが噴出した痕跡が認められた。</p> <p>○基板は著しく焼損し、部品及び銅箔パターンが脱落していた。</p> <p>○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電池セルの過充電保護機能について、技術情報が得られず、再現試験ではトランジスターがオープン故障し充電が継続できず確認ができなかった。</p> <p>○取扱説明書には、「指定以外のACアダプターで充電すると、火災になるおそれがある。」旨、記載されている。</p> <p>●当該製品のリチウムイオン電池セルが内部短絡して焼損したものと考えられるが、焼損が著しく、充電保護機能の詳細が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
53	A201700148 平成29年6月2日(神奈川県) 平成29年6月16日	電動アシスト自転車	(重傷2名) 保護者が乳児(0歳)を背負い、幼児2名(2歳、4歳)を当該製品に乗せた状態で下り坂を走行中、ブレーキが効かず、壁に衝突、転倒し、保護者及び幼児1名が重傷を負った。	<p>○使用者が乳児(0歳)を背負い、前のチャイルドシートに幼児(2歳)、後ろのチャイルドシートに幼児(4歳)を当該製品に乗せ、コンクリートで舗装された急な下り坂を走行中、ブレーキが全く効かず、人を避けたところ、坂を下りきった地点で、左側の民家の壁に衝突した。</p> <p>○使用者は、ふだん当該製品で子供の送迎をしている家人から、事故発生時の乗車前にブレーキが効かないと聞いていた。</p> <p>○前ブレーキのブレーキシューは、正常な取付け位置で異常摩耗等も認められなかった。</p> <p>○後ブレーキの内部に破損等の異常は認められなかった。</p> <p>○後輪のブレーキレバーは、引くとハンドルグリップに接触する状況であった。</p> <p>○JIS D 9201(自転車—制動試験方法)に準じた方法で後ブレーキの制動距離を測定した結果、制動距離(12.4m)はBAAの基準値(10m)を超えており、ブレーキワイヤーの緩みを調整すると、制動距離(7.9m)は基準値以内になったが、ブレーキワイヤーが緩んだ原因は特定できなかった。</p> <p>○前輪リムは全体が変形しており、前ブレーキの制動距離及び前後同時に制動を掛けたときの制動距離については測定できておらず、不明であった。</p> <p>○後ブレーキのインナーワイヤーにずれ等の異常は認められず、アウターワイヤーにも変形や屈曲等は認められなかった。</p> <p>○当該製品は、9か月前に購入してから一度も販売店での点検は受けておらず、販売店での納車時の整備状況は確認できなかった。</p> <p>●当該製品は、後ブレーキのブレーキワイヤーが緩み、制動力が低下していたが、使用者が乗車前にブレーキの制動力を確認せずに乗車し、急な下り坂を下ったため、事故に至ったものと推定されるが、前ブレーキの制動力が確認できず、またブレーキワイヤーが緩んでいた原因が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
54	A201700150 平成29年5月4日(大阪府) 平成29年6月19日	電動アシスト 自転車	(火災) 当該製品からバッテリーを取り外して充電中、当該製品の充電器を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、充電器の二次側コードが焼損しており、コードの被覆がほとんど焼失していた。 ○充電器の二次側コードは、数箇所断線しており、プロテクター根元部分の被覆が破れて半断線状態であり、芯線に熔融痕が認められた。 ○充電器の二次側コードからバッテリーへの充電回路には、電流ヒューズ等の保護回路は付いていなかった。 ○充電器本体及び一次側コードに断線等の異常は認められなかった。 ○バッテリー内部を確認した結果、24Vの内蔵鉛蓄電池(12V×2直列)や内部配線に異常は認められなかった。 ●当該製品は、充電器の二次側コードのプロテクター部分で被覆が破れて芯線が短絡し、バッテリー側から二次側コードに電流が流れて異常発熱したことで被覆が焼損に至ったものと推定されるが、詳細な使用状況が不明であり、製品起因か否かを含め、被覆が破れた原因の特定には至らなかった。	
55	A201700151 平成29年5月17日(静岡県) 平成29年6月19日	換気扇	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品を約15年前に購入し、約2年後にファンが回転しない不具合が発生したため、壁スイッチにテープを貼ってその後は使用していなかったが、事故発生時、当該製品の壁スイッチが入っていた。 ○当該製品は、前面パネルの一部が焼損していたが、本体ケースは著しく焼損していた。 ○モーターは、巻線に熔融痕が認められ、ベアリングが固着して軸が回転しなかった。 ○モーターの温度ヒューズは確認できなかった。 ○電源コード及び内部配線が数か所で断線し、熔融痕が認められたが、モーター巻線の熔融痕よりも電源供給側に位置することから、二次痕と判断した。 ●当該製品は、モーターの巻線でレイヤショートが生じて出火したと考えられるが、焼損が著しく、確認できない部品があり、当該製品に不具合が発生した原因や不具合発生後の詳細な状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:15年
56	A201700154 平成29年5月21日(三重県) 平成29年6月20日	パワーコン ディショナ(太 陽光発電シ ステム用)	(火災) 当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品は屋内設置型で、壁等で囲まれた集合住宅の2階階段踊り場に設置されていたが、周辺には鳥の羽根や液状異物が認められた。 ○当該製品は金属製外郭ケースの前面の一部に加熱痕があり、上面にすずの付着が認められた。 ○外郭ケースの前面、上面及び側面に液状異物の付着が認められたが、異物の特定はできなかった。 ○メイン基板は、太陽光パネルにつながる内部配線接続部周辺の焼損が著しく、一部が焼失して確認できなかった。 ○メイン基板焼損部の接続端子やラインフィルターに熔融痕が認められた。 ○電源基板、リアクター、パワーモジュール等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、メイン基板でトラッキング現象が発生して出火したのと考えられるが、メイン基板の焼損が著しく、一部が焼失して確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
57	A201700158 平成29年6月7日(大阪府) 平成29年6月22日	電気冷蔵庫	(火災) 当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品は、背面下部の機械室が著しく焼損していた。 ○機械室の内部配線に複数の断線と溶融痕が認められた。 ○コンプレッサー、コンデンサー等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生以前に電源コードを揺らすと電源が入ったり切れたりする故障状態であった。 ●当該製品は、長期使用(34年)により、機械室内の内部配線から出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、内部配線が断線した原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
58	A201700187 平成29年6月19日(愛知県) 平成29年6月30日	液晶テレビ	(火災) 警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○使用者は、当該製品の前に置いていた線香立てに火を付けた線香を1本立て、その場を離れていたところ、5～10分後に火災報知器が鳴動し、当該製品の周辺から火が出ていた。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂製キャビネット及び樹脂製スタンドは大部分が焼失していた。 ○背面内部の電源基板の焼損は著しく、基板が炭化して破損し、一部が確認できなかったが、残存した基板に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードの焼損部に溶融痕が認められたが、溶融痕は小さく、二次痕と判断した。 ○インバーター基板、メイン基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、電源基板の焼損が著しく、確認できない部品があり、事故発生時の詳細な状況も不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
59	A201700191 平成29年6月17日(大阪府) 平成29年7月3日	電気洗濯機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、1年以上使用されていなかったが、電源プラグが延長コードを介してコンセントに接続されていた。 ○当該製品は著しく焼損しており、スイッチ、トランス等の電気部品が確認できなかった。 ○洗濯モーター、基板、電源コード及びコンデンサーに出火の痕跡は認められなかった。 ○内部配線に3か所の溶融痕が認められたが、いずれも二次痕と考えられた。 ○制御基板は焼損しているが、原形をとどめていた。 ○電流ヒューズは、溶断していなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
60	A201700223 平成29年7月10日(兵庫県) 平成29年7月19日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、後輪がロックし、転倒、負傷した。	○使用者が走行中に当該製品の変速操作をしたところ、車輪がロックして前のめりに転倒した。 ○当該製品は、前輪のスポークが1本折損しており、前輪に回転とは逆向きの大きな力が加わった痕跡が認められた。 ○当該製品は、チェーンが変速装置から外れてロックしていたが、後輪はロックしていなかった。 ○当該製品は、ギアを5段目から6段目に切り替える際にチェーンを逆回転させた後で正回転させると、変速機の隙間にチェーンが挟まったが、後輪はロックしなかった。 ○取扱説明書には、「ペダルを止めたままや逆回転させながらギアをシフトすると、故障の原因になる。」、「ペダルを強く踏みながらシフトしたり、一気に2段以上シフトするとチェーンが外れて転倒する恐れがある。」旨、記載されている。 ●当該製品は、前輪のスポークが破損していることと、後輪にロックの痕跡が認められないことから、前輪に回転とは逆向きの大きな力が加わったためバランスを崩して転倒したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
61	A201700241 平成29年3月14日(宮崎県) 平成29年7月28日	延長コード	(火災) 当該製品に複数の電気製品を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品(6口)の差込口にエアコン、液晶テレビ等の電気製品が接続されていたが、各電気製品の仕様及び事故発生時の使用状況は特定できなかった。 ○当該製品の電源プラグは栓刃付近の樹脂が焼損し、電源プラグ内部の芯線が両極ともに断線しており、短絡痕が認められた。 ○当該製品の電源プラグを接続していた他社製の延長コード(4口)に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品に接続されていたエアコン、液晶テレビ等から出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品にエアコン等の電気製品を複数接続していたため、電源プラグ内部の芯線が異常発熱して短絡し、出火したものと推定されるが、事故発生時の状況が不明であり、電源プラグの焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。	・A201600802(テレビチューナー)、 A201700239(延長コード)と同一事故
62	A201700242 平成29年7月8日(奈良県) 平成29年7月28日	除湿機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、押し入れ内の除湿用として使用されており、押し入れ付近の壁コンセントに接続して常時稼働していた。 ○当該製品の上部が著しく焼損していた。 ○上部に設置されていたDCモーターの焼損が著しく、回転子、ローター及びモーターリード線の一部のみが残存しており、基板やコンデンサーは確認できなかった。 ○DCモーターのリード線は断線しており、断線部に溶融痕が認められた。 ○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、上部のDCモーター付近から出火したものと推定されるが、焼損が著しく確認できない部品があり、詳細な使用状況も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
63	A201700246 平成29年7月13日(北海道) 平成29年7月31日	哺乳瓶	(重傷1名) 当該製品を机に置いたところ、当該製品が破損し、手を負傷した。	○当該製品は全体的に中小片状又は粉状に割れ、破断は底面から上方に向かって進展していた。 ○当該製品に熱によるひずみは認められなかった。 ○当該製品の底部から5mm上の位置に破断の起点が認められ、当該製品の表面側から内側方向に破断した状態であった。 ○起点部の表面側には傷が認められた。 ●当該製品の外表面に傷が入っていたため、机に置いた際の衝撃で破損した可能性が考えられるが、事故発生以前の取扱状況及び外表面に傷が入った原因が不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
64	A201700276 平成29年7月30日(石川県) 平成29年8月9日	エアコン	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭及び構造材等は焼失していた。 ○電源コードは10～15cmの間隔で折りたたまれた痕跡があり、電源プラグから約50cmの位置で素線が部分的に断線し溶融痕が認められたが、一次痕、二次痕の判定はできなかった。 ○電気ボックス内の基板及びファンモーターに出火の痕跡は認められなかった。 ○フラップモーター等、一部の電気部品は確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間:6年6か月

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
65	A201700349 平成29年8月23日(埼玉県) 平成29年9月11日	マルチタップ	(火災、軽傷1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	<p>○当該製品を壁コンセントに接続された延長コードに接続し、当該製品に接続した扇風機を使用中に火災が発生した。</p> <p>○当該製品の中子と栓刃は脱落し、焼損した中子と溶断した栓刃が、接続されていた延長コードの刃受金具に差し込まれた状態で残存していた。</p> <p>○外郭樹脂の一部が焼損し、内部の刃受金具及び導電板の露出が認められた。</p> <p>○導電板は栓刃接続部で両極とも溶断しており、一方の極では溶融痕の付着が認められ、近傍の異極の導電板にスパークした痕跡が認められた。</p> <p>○内部に水分が浸入した痕跡は確認できなかった。</p> <p>●当該製品の栓刃可動部が異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
66	A201700354 平成29年8月11日(岐阜県) 平成29年9月13日	換気扇	(火災) 倉庫で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、本体に屋内配線を接続するパイプファンである。</p> <p>○当該製品の焼損は著しく、樹脂製部品が焼損していた。</p> <p>○モーターに出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○屋内配線を接続する接続端子は確認できなかった。</p> <p>○当該製品に接続していた屋内配線の先端に溶融痕が認められた。</p> <p>○当該製品は、店舗建築時に倉庫の天井に設置されたが、倉庫では数年前から雨漏りがしていた。</p> <p>●当該製品は、屋内配線を接続する接続端子部でトラッキング現象が発生して出火したものと考えられるが、焼損が著しいため接続端子が確認できず、雨漏りの影響や施工状況の詳細も不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・使用期間:12年
67	A201700368 平成29年8月25日(群馬県) 平成29年9月19日	電気冷蔵庫	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	<p>○当該製品の外部は、正面から見て右側より左側、前面側より背面側の焼損が著しかった。</p> <p>○当該製品の内部は、上部の冷凍室の焼損が著しく、下部の冷蔵室には飲料のペットボトルが原形を保ち、残存していた。</p> <p>○当該製品の脱臭装置基板は焼失しており確認できなかった。</p> <p>○コンプレッサー、ファンモーター、霜取り用タイマー等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、詳細な使用状況が不明であり、焼損が著しく確認できない部品もあったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
68	A201700369 平成29年8月13日(兵庫県) 平成29年9月19日	電気洗濯乾燥機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の焼損は著しく、樹脂部品は焼失していた。</p> <p>○当該製品の内部配線類は、絶縁被覆が全て焼失して断線していたが、断線部に溶融痕は認められなかった。</p> <p>○当該製品のメイン基板は大部分が焼失しており、確認できなかった。</p> <p>○モーター、コンプレッサー、電源コード等の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
69	A201700377 平成29年8月3日(岐阜県) 平成29年9月22日	延長コード	(火災) 当該製品にコンセント付家具を接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品にはコンセント付家具が接続され、コンセント付家具には電子レンジ及びオーブントースターが接続されていたが、事故発生日に使用されていなかった。</p> <p>○当該製品は、コードコネクターボディが焼損し、電源コードが断線していたが、電源プラグに焼損は認められなかった。</p> <p>○コードコネクターボディは、内部の刃受金具が両極とも焼失しており、溶断した刃受金具のカシメ部が片極のみ残存していたが、残存した刃受金具のカシメ部に熔融等の異常は認められなかった。</p> <p>○電源コードの断線部に熔融痕が認められたが、二次痕であった。</p> <p>○当該製品に接続されていたコンセント付家具の電源プラグは、片極の栓刃が溶断していたが、もう片極は残存していた。</p> <p>●当該製品は、刃受金具間でトラッキング現象が発生して出火したのと考えられるが、コードコネクターボディの焼損が著しく、刃受金具が焼失して確認できず、事故発生以前の使用状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
70	A201700379 平成29年8月10日(愛知県) 平成29年9月25日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○事故発生日は激しい雷雨で、近くに落雷したような大きな音がして、数分後に当該製品から出火したが、他の電気製品に異常はなかった。</p> <p>○事故発生日に当該製品の電源は入れていなかったが、当該製品の前面パネルには停止中にヒーターに通電されたことを示すエラー表示が出ていた。</p> <p>○当該製品の外観は、前部はほとんど焼損しておらず、後部の焼損が著しかった。</p> <p>○後部にあるヒーター管は、接続端子近くで溶断し、一部が焼失していた。また、アース線付ヒーター管固定板に熔融痕が認められた。</p> <p>○その他の電気部品に出火の痕跡は認められず、メイン基板は正常に作動した。</p> <p>●当該製品は、雷サージによりヒーター管とアース線付ヒーター管固定板との間でスパークが発生し、出火した可能性が考えられるが、その他の電気部品に雷サージによる異常は認められず、ヒーター管の焼損が著しいことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・使用期間:不明 (製造時期から7年と推定)
71	A201700383 平成29年8月24日(千葉県) 平成29年9月27日	食器(コップ、ガラス製)	(重傷1名) 重ねて置いていた当該製品を外そうとしたところ、当該製品が割れ、手を負傷した。	<p>○使用者は、冷たい飲物を飲んだ後、当該製品の上に同等品を重ねて置いていたところ、コップ同士がくっついて外れなくなったため、上側のコップを右手で、下側の当該製品を左手で握り、外そうとしたところ、当該製品が割れ、指を負傷した。</p> <p>○破損の起点は口天部内側と推定されたが、起点と推定される箇所のガラスは欠損していた。</p> <p>○同等品2点の口天部には小さな傷が複数認められたが、傷がついた原因は特定できなかった。</p> <p>○起点でない部分及び同等品との間に成分の差はなく、鉄、クロム及びニッケル成分は検出されなかったため、金だわし等でこすった痕跡は認められなかった。</p> <p>○同等品を冷水中で冷やした後、水を捨てて同等品2点を重ね、常温に戻るまで放置したが、同等品同士が外れなくなることはなかった。</p> <p>○下側の同等品に水を入れ、上に同等品を重ねて意図的に外れにくくした2つのコップを外すのに要する力を5回測定したところ、上の同等品を外すのに要する力は12N～49Nで、5回目の測定で口天部の内側を起点として下側の同等品が破損した。</p> <p>●当該製品の上に重なって外れにくくなった同等品を外そうとした際に、当該製品の口天部に内側から外側に掛けて力が加わったため破損し、事故に至ったものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
72	A201700405 平成29年9月11日(茨城県) 平成29年10月6日	パワーコン ディショナ(太 陽光発電シ ステム用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	○事故発生は日の出前であり、発電は停止していた。 ○浴室と脱衣室の天井裏が著しく焼損し、当該製品、接続箱、接続配線及びアース線に焼損が認められた。 ○当該製品の電気部品や基板から出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、分電盤の電源電線から地絡に至る異常の有無について確認はできなかった。 ○当該製品を含む太陽光発電システムに接続されていたアース線に断線及び溶融痕が認められた。 ○当該製品を含む太陽光発電システムは事故発生の約1か月前に設置された。 ●当該製品内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・A201600335(電気式浴室換気乾燥暖房機)、 A201600338(太陽電池モジュール(太陽光発電システム用))、A201700406(パワーコンディショナ(太陽光発電システム用))、及び A201700408(接続箱(太陽光発電システム用))と同一事故
73	A201700406 平成29年9月11日(茨城県) 平成29年10月6日	パワーコン ディショナ(太 陽光発電シ ステム用)	(火災) 当該製品の及び周辺を焼損 する火災が発生した。	○事故発生は日の出前であり、発電は停止していた。 ○浴室と脱衣室の天井裏が著しく焼損し、当該製品、接続箱、接続配線及びアース線に焼損が認められた。 ○当該製品の電気部品や基板から出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、分電盤の電源電線から地絡に至る異常の有無について確認はできなかった。 ○当該製品を含む太陽光発電システムに接続されていたアース線に断線及び溶融痕が認められた。 ○当該製品を含む太陽光発電システムは事故発生の約1か月前に設置された。 ●当該製品内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・A201600335(電気式浴室換気乾燥暖房機)、 A201600338(太陽電池モジュール(太陽光発電システム用))、A201700405(パワーコンディショナ(太陽光発電システム用))、及び A201700408(接続箱(太陽光発電システム用))と同一事故
74	A201700426 平成29年10月6日(埼玉県) 平成29年10月16日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪が 外れ、転倒し、負傷した。	○当該製品で車道から歩道への数センチの段差を上がるときに前輪が外れ、負傷した。 ○事故現場から当該製品の前輪のクイックリリースレバーは回収されておらず、前輪の保持性能、操作力及び解除力を確認できなかった。 ○当該製品の前輪に同型式のクイックリリースレバーを使用し、前輪の保持性能、操作力及び解除力を測定した結果、JIS基準を満たしていた。 ○前ホークつめ部内側にハブ軸ねじ山による圧痕が、前ホークつめ部側面に圧縮痕が認められた。 ○前ホークに「乗る前に車輪の固定を確認する。」旨の注意ラベルが貼付されていた。 ●当該製品は、前輪のクイックリリースレバーの固定が不十分であったために前輪の固定力が低下し、前輪のクイックリリースレバーが脱落して前輪が外れ、事故に至ったものと推定されるが、前輪のクイックリリースレバーを確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
75	A201700428 平成29年9月15日(東京都) 平成29年10月16日	電気洗濯機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の焼損は著しく、樹脂製部品は焼失しており、金属製の外郭は正面から見て右側面が著しく焼損していた。</p> <p>○電源コード及び電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○モーター及び運転コンデンサーに出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○メイン基板の焼損は著しく、基板の一部が焼失して確認できなかった。</p> <p>○当該製品は事故発生時に停止中であつたが、停止中もメイン基板に通電される構造であつた。</p> <p>●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、メイン基板の一部が焼失して確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
76	A201700440 平成29年10月6日(神奈川県) 平成29年10月20日	水槽用ヒーター	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は設定温度を20℃とした水槽用サーモスタットを介して、6口延長コードに接続されていた。</p> <p>○水槽用サーモスタットが接続されている延長コードの差込口スイッチをオフにして当該製品を気中に放置していたが、事故発生時、当該製品及びその周辺が焼損し、差込口スイッチはオンになっていた。</p> <p>○当該製品は水槽背面に落下しており、ヒーター管が割れて内部の発熱線が露出した状態で、著しい焼損が認められた。</p> <p>○温度ヒューズは作動していなかった。</p> <p>○当該製品は、技術基準の改正前の製品であつた。</p> <p>○取扱説明書には、「気中に出す場合は、必ず電源プラグを抜くこと。」「空だき防止装置(温度ヒューズ)が作動するまでの間、ヒーター管は500℃以上の高温に達し危険である。」旨、記載されている。</p> <p>○その他の製品に異常発熱の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品は水槽用サーモスタットを介して延長コードに接続されていたが、使用者が誤って延長コードの差込口スイッチをオンにしていたため、気温が水槽用サーモスタットの設定温度を下回った際に当該製品が空だきとなって焼損に至ったものと推定されるが、温度ヒューズが作動しなかった原因及び当該製品を放置していた状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
77	A201700445 平成29年9月11日(愛知県) 平成29年10月23日	電気冷蔵庫	(火災、軽傷1名) 当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。	<p>○当該製品の焼損は著しく、前面よりも背面の焼損が強かつたが、底面の焼損は弱かつた。</p> <p>○背面内部にある制御基板は焼損が著しく、大部分が焼失していたが、残存した実装部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○コンプレッサー、始動リレー、オーバーロードリレー、霜取りヒーター等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、制御基板の大部分が焼失して確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	・A201700385(電気冷凍庫)と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
78	A201700459 平成29年10月16日(大阪府) 平成29年10月30日	電動アシスト 自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、 胸部を負傷した。	<p>○使用者が当該製品に乗車して下り坂を走行中、サドルが突然傾いたためバランスを崩してハンドルを取られ、さくに激突してろっ骨を折った。</p> <p>○使用者の証言では、当該製品は、事故発生後にサドルとシートポストの締結部のナットが緩んでいたとのことであった。</p> <p>○使用者は、当該製品のサドルとシートポストの締結部のナットが緩んでいることを知らずに乗車した。</p> <p>○当該型式品のサドルとシートポストの締結は、部品同士の複数の爪が円周上でかみ合い、ナットで締め付けられる機構であった。</p> <p>○同等品は、締結部のナットが緩むと爪のかみ合いが弱くなり、サドルが傾いた。</p> <p>●当該製品は、サドルとシートポストを固定する締結部のナットが緩んだことで爪のかみ合いが弱くなったため、走行中にサドルが傾いたと考えられるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
79	A201700496 平成29年10月5日(愛知県) 平成29年11月10日	スチームアイ ロン	(火災) 当該製品及び周辺を焼損す る火災が発生した。	<p>○当該製品に電源スイッチはなく、使用しないと自動的にヒーターへの通電を停止する自動停止安全装置が付いており、使用者は自動停止安全装置で当該製品の電源を切り、電源プラグをコンセントから抜かず、アイロン台の上に置いたままにしていた。</p> <p>○当該製品の焼損は著しく、ベースのみが残存し、電源コード及び自動停止安全装置は確認できなかった。</p> <p>○ベースに亀裂や溶融はなく、ベース内部のヒーター線に断線等の異常は認められず、ヒーターが異常過熱した痕跡は認められなかった。</p> <p>○ベースの温度ヒューズは作動しておらず、温度調節サーモスタットに異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があり、事故発生時の詳細な状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	
80	A201700566 平成29年11月29日(愛知県) 平成29年12月12日	延長コード	(火災) 事務所で当該製品に複数の 電気製品を接続していたと ころ、当該製品及び周辺を焼 損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、電源プラグ及び電源プラグ付近の電源コードの焼損が著しく、タップの一部に焼損が認められた。</p> <p>○電源コードは焼損部で片極が断線していたが、断線部に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○電源プラグの焼損は著しく、栓刃の片極は焼失していたが、残存する栓刃に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○タップ内部に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、電源プラグの焼損が著しく、栓刃の片極が焼失して確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。</p>	